

小型移動式クレーン運転技能講習

奈良労働局長登録教習機関

公益社団法人 奈良県労働基準協会

●つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン運転業務については技能講習を修了した者でなければ従事できません。この技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

第1日目	令和 3年 4月20日(火)	学科	9:00~17:00	・原動機、電気に関する知識 ・運転に必要な力学、関係法令
第2日目	令和 3年 4月21日(水)	学科	8:30~17:00	・小型移動式クレーンに関する知識 (講義終了後学科試験)
第3日目	令和 3年 4月23日(金)	実技	8:30~17:00	・クレーン等の運転 ・運転のための合図 (実技終了後実技試験)

※受講日の天気について、午前8時に講習地域で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

会場	学科	奈良県建築労働協同組合 3階会議室 橿原市小綱町9番8号	近鉄八木西口駅下車 徒歩西へ5分 駐車場は利用できません
	実技	桜井木材市場株式会社 桜井市赤尾92番地	(近鉄朝倉駅下車 南西へ約15分)
受講資格	18歳以上 学歴不問		
定員	20名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません)		
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。		
	・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。 ・振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。		
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040	
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会	
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日4日前(土・日・祝日・協会休日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。		
持参するもの及び服装	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋、保護帽、雨天時は合羽		

3 講習の一部免除

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。

ただし、免除対象者も講習をすべて受講することは可能です。

(申込時に資格の写しの提出が必要です)

一部免除対象者	受講免除科目
① クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習、又は玉掛け技能講習を修了した者	・運転に必要な力学に関する知識 ・運転のための合図の一部 (初日午前の受講が免除されます)
③ 1級建設機械施工技術検定合格証 2級建設機械施工技術検定合格証	・原動機及び電気に関する知識
④ 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了証	

4 受講料

単位：円

	受講料	テキスト代等	全科目受講(一部免除対象者)
	全科目受講(一部免除対象者)		
(公社)奈良県労働基準協会 会員	36,500 (34,500)	1,500	38,000 (36,000)
会員外	36,500 (34,500)	1,705	38,205 (36,205)